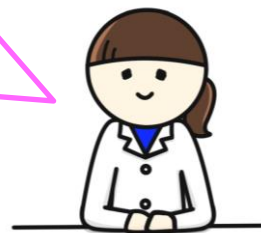


【※必ずお読みください】家族健診について

皆さんが支払った保険料のうち、実際に皆さんに使われている医療費（保険給付費）はどのくらいだと思いますか。
⇒ 保険料は、任意継続被保険者はご本人が、被扶養者は家族（被保険者）が支払っています。



**皆さんに実際に使用されている医療費は、
約50%になります！（令和3年度予測）**

実は、保険料収入で負担している支出の第1位は、「皆様の医療費」ではなく、「高齢者医療費として国に健康保険組合が支払っている納付金」で、60%を超えています。どこの健康保険組合も国から指定された【高齢者医療費】を支払っています。この納付金を減らすには、実は「家族健診実施率」が関係しているんです！

※医療費と納付金で100%を超えているのは、皆さんからいただいた保険料だけでは足りず、過去の財産を取り崩して健保事業を運営していることを意味します。

【お礼】

「家族健診受診率」と「特定保健指導実施率」がアルバック健康保険組合は非常に高く、厚労省から【義務である保健事業】を【しっかり実施している健保であること】が認められました。

そのことにより、【当健康保険組合が国に支払う高齢者医療費】が【一部戻ってくる】になりました！

⇒逆に実施率が低い健保は高齢者医療費が増額されます。

保険料の大幅な増額や、財政困難のためにアルバック健康保険組合が解散し、保険料率が高い協会けんぽに皆さんが加入する等の事態が今後起きないように、家族健診実施率向上に今後もお協力をお願いいたします。

パート先で健康診断を受けられた皆様へ

パート先等で健診を受診した方は、**健診結果のコピーと特定健診質問票（案内に同封）**を健康保険組合まで御送付下さいますようお願いいたします。商品券1,000円分を贈呈いたします。

アルバック健康保健組合 問い合わせ先
〒253-8543 神奈川県茅ヶ崎市萩園2500
電話番号：0467-89-2228

★不明な点等ございましたら、お気軽にお電話ください。